記入例　（退職で未徴収税額を一括徴収する場合）※1月から4月退職は一括徴収が義務づけられています。

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

御注意
1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
3 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄の枠内に「1」と記入するとともに、「①特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
4 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

年度	(1.) 現年度	2. 新年度	3. 両年度

(あて先)　飯能市長

令和 8 年 9 月 3 日提出

給与支払者（特別徴収義務者）	所在地	〒357-0021 埼玉県飯能市双柳○-×
	フリガナ	カブシキガイシャ　マルバツショウジ
	氏名又は名称	株式会社　○×商事
	個人番号又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 ←個人番号の場合は、右詰めで記載

特別徴収義務者指定番号		1	2	3	4	5	6	7	8
宛名番号			9	9	9	9	9	9	9

担当者連絡先	
所属	人事課人事労務係
氏名	特徴　花子
電話	000-000-0000　内線（ 123 ）

給与所得者			(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)−(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法（下段に理由の記載欄があります。）
フリガナ	トクチョウ　イチロウ							
氏名	特徴　一郎							
生年月日	昭和・平成 50 年 1 月 1 日							
個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2							
受給者番号	123456							
1月1日現在の住所	埼玉県飯能市双柳△-×		140,000 円	6 月から 8 月まで 35,600 円	9 月から 5 月まで 104,400 円	8 年 8 月 31 日	1（右から番号を記入）1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 死亡 5. 不定期 6. 解散 7. その他（事由・理由）	2（右から番号を記入）1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 ↳下段②へ 3. 普通徴収（本人納付） ↳下段③へ
異動後の住所								

① 特別徴収継続の場合

新しい勤務先（特別徴収義務者）		
特別徴収義務者指定番号	新規	法人番号
所在地	〒	
フリガナ		
氏名又は名称		
担当者連絡先	所属 / 氏名 / 電話　内線（　）	

新しい勤務先では、月割額＿＿＿＿円を
□ 月分（翌月10日納入期限分）から

一括で徴収した税額を納入する月
※１月以降の退職の場合は、原則一括徴収が基本となります。

② 一括徴収の場合

理由		徴収予定月日	徴収予定額（上記（ウ）と同額）
1（右から番号を記入）	1. 異動が令和 8 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和　年１月１日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	9 月 20 日	104,400 円

左記の一括徴収した税額は、
9 月分（翌月10日納入期限分）で納入します。

③ 普通徴収の場合

理由	
□（右から番号を記入）	1. 異動が令和　年12月31日までで、 2. 令和　年５月31日までに支払わ 3. 死亡による退職であるため

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分で一括して納入する場合。
（ア）特別徴収税額（年税額）　140,000円（6月から翌年5月分）
（イ）徴収済額　35,600円（6月から8月分）
（ウ）未徴収税額　104,400円（9月から翌年5月分）←一括徴収税額（納入額と同額）

〔提出先〕〒357-8501　飯能市大字双柳1番地の1　飯能市市民税課（TEL042-973-2111（代表））　※様式不足の場合は複写または市ホームページからダウンロードしてご使用ください。